

公 示 書

気象庁ホームページのウェブ広告運用事業を希望する事業者の公募を次のとおり公示する。

令和 3 年 3 月 25 日

気象庁総務部長 藤原 威一郎

1 公示に付する事項

(1) 業 務 名 気象庁ホームページのウェブ広告運用事業

(2) 募集事業者数 1 者

(3) 業務内容

本事業は気象庁ホームページをウェブ広告媒体として活用し、民間事業者による広告掲載を通じて、ホームページによる持続的・安定的な情報提供を維持・推進するものである

(4) 事業期間 契約締結日から令和 4 年 5 月 31 日

但し、広告掲載期間については、(予定) 令和 3 年 7 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までとする。

(5) 事業者の特定

説明書に定める提案書を提出した事業者のうち、気象庁が特定した提案書を提出した事業者と契約する。

2 競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号) 第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和元・2・3 年度(平成 31・32・33 年度) 国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格) 「役務の提供等」において、「A」、「B」又は「C」等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、競争参加資格を有しない者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。競争参加資格審査に関する問い合わせ先は次のとおり。

〒105-8431 東京都港区虎ノ門 3-6-9

気象庁総務部経理管理官付 調整係

TEL: 03-6758-3900 (内線 2412)

(3) 事業実施体制に関して以下の要件を満たしていること。

ア 事業者の業務実績

・ 広告主や広告内容等を掲載前に確認した広告のみが掲載されるウェブ広告(純広告や PMP 等、以下、「ウェブ広告」という。)の運用を 5 年以上実施した実績があること。

イ 情報セキュリティ管理体制

・ 本事業で知り得た保護すべき情報(契約を履行する一環として契約相手方が収集、整

理、作成等した情報であって、当庁が保護を要さないことを同意していない一切の情報(をいう。)を適切に管理する体制を有すること。

- (4) 提案書等の提出期限日から契約締結日までの期間に、気象庁から指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 手続等

(1) 担当部局

〒105-8431 東京都港区虎ノ門 3-6-9
気象庁総務部総務課調達管理室(8階)第一契約係 吉田
TEL : 03-6578-3900(内線:2513)

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和3年3月25日(木)から令和3年4月14日(水)まで (1)に同じ
担当部局にて電子データで交付する(CD-R要持参)

(3) 参加申込書等・提案書等の提出期限、提出部数、場所及び方法

①参加申込書等

- ・期限：令和3年4月14日(水) 17時まで
- ・提出先：3(1)の担当部局へ1部提出
- ・詳細は説明書による。

②提案書等

- ・期限：令和3年4月14日(水) 17時まで 提案書等11部
- ・提出先
〒105-8431 東京都港区虎ノ門 3-6-9
気象庁情報基盤部情報政策課(12階) 担当者：新井(河里)、清重、武藤(鈴木)
※()内は令和3年4月からの担当者
TEL : 03-6578-3900(内線:3104、3106、3124)
Mail : jma_ad@met.kishou.go.jp
- ・提案書等の詳細は説明書による。

(4) 説明会の日時及び場所等

実施しない

(5) 提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

- ①日時：令和3年4月16日(金)～4月21日(水)いずれかの指定する時間。
詳細は提案書受領後に気象庁情報基盤部情報政策課担当者から連絡する。
- ②場所：日時連絡時に指示する。
- ③その他：詳細は説明書による。

(6) 提案書の特定については、気象庁が提案書の審議を行い、その結果を聴取したうえで、提案書の特定を行う。

4 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3 (1) に同じ。
- (3) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 実施部局に提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、公募の結果、適切な者として特定したものであるが、契約手続の完了までは、気象庁との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は、説明書による。

以上、公示する。